

# 嘉麻市せり売りに関する公告

公告

せり売りを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月11日

嘉麻市長 佐伯 憲子

## 1. せり売り件名

令和8年度公用車（市バス）売却

## 2. せり売り参加資格

次の各号に該当する者はせり売りに参加できません。

- (1) 個人及び法人以外の者。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の3第1項の規定に該当する者。
- (3) 当該せり売りに係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
- (5) 納付すべき市税及び嘉麻市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成18年嘉麻市規則第166号）別表第2に掲げる公共料金等に滞納がある者。

## 3. 質問受付及び回答

質問がある方は質問書（様式1）に記入のうえ、FAX又は担当部署窓口を持参し提出してください。なお、質問に対する回答は嘉麻市ホームページ上に掲載し、質問に対する回答は個別に行わず、電話等の対応も受付しません。

受付期間 令和8年5月11日（月）から令和8年6月10日（水）まで

※土曜、日曜、祝日を除く9時00分から16時30分までです。

提出方法 質問書（様式1）に記入のうえ、FAX又は担当部署窓口を持参

※FAXによる質問書の提出においては、送信後に電話で担当部署へ連絡してください。

提出先 嘉麻市岩崎1180番地1

嘉麻市役所本庁舎3階 交通政策課 交通政策係

0948-42-7095（FAX）

回答期間 令和8年6月12日（金）まで

回答方法 随時嘉麻市ホームページに掲載

#### 4. せり売り参加申込

せり売りに参加しようとする方は、受付期間内の参加申込が必要です。なお、書類の提出方法は持参もしくは郵送のみとします。

受付期間 令和8年5月11日（月）から令和8年5月22日（金）まで

※土日祝日を除く

※郵送の場合は、令和8年5月22日（金）必着です。

受付時間 9時00分から16時30分まで

申込先 嘉麻市岩崎1180番地1

嘉麻市役所本庁舎3階 交通政策課 交通政策係

提出書類 ・せり売り参加申込書（様式2）

・資格要件誓約書（様式3）

・住民票の写し（個人の場合のみ・発行から3月以内のもの）

・法人登記簿謄本の写し（法人の場合のみ・発行から3月以内のもの）

・誓約及び納付状況等調査同意書（様式6）

※法人の場合、様式6には代表者の住所及び氏名をご記載ください。

※提出された書類は返却できませんのでご注意ください。

※せり売り参加申込者に対しては審査を行い、令和8年6月8日（月）を目途に審査の結果を郵送で通知します。

#### 5. 展示

次の期間において予約制で物品の展示を行いますので、確認を希望する方は、必ず予約してお越しください。なお、試乗走行はできません。

※車両はバッテリー上がり等のため、エンジンの始動ができません。エンジンの始動を行う場合は見学者で準備をお願いします。

日付 令和8年5月25日（月）から令和8年6月5日（金）

時間 9時00分から16時00分まで

展示場所 嘉麻市役所旧山田庁舎（嘉麻市上山田392）

予約受付 嘉麻市役所本庁舎3階 交通政策課 交通政策係

0948-42-7404（直通）

※予約受付は令和8年5月22日（金）17時00分までです。

#### 6. せり売り開催日

日時 令和8年6月15日（月） 14時00分開始（受付13時30分から）

場所 嘉麻市役所本庁舎5階 委員会室1（嘉麻市岩崎1180番地1）

必要書類 ・確認書類等（運転免許証、マイナンバーカードなど写真付きの本人確認ができるもの）

・委任状（様式4・代理人の場合のみ）

・せり売り参加資格確認決定通知書

※せり売り開始時刻までに受付を済ませ会議室に入室してください。確認手続きがありますので、余裕をもってお越しください。

※せり売り開始時刻までに入室出来ない方は辞退とみなし、せり売りに参加できません。  
※当日は物品に係る内容説明をおこないませんので、せり売り説明書を熟読のうえ、不明な点は事前に交通政策課交通政策係までお問合せください。

## 7. せり売り方法

- (1) せり売り開始価格は、最低売却価格（税抜）に消費税及び地方消費税、リサイクル料を合計した価格とします。なお、車検の残り期間分の重量税と自賠責保険料相当額も最低売却価格に含んでいます。
- (2) 参加者による金額の提示は、当日の受付時に配布する番号札を挙げ、せり売り執行者の指示があった後、口頭で金額を宣言してください。
- (3) 入札金額は日本円の千円単位とします。
- (4) 一度宣言した金額は撤回できません。
- (5) せり売りの開始時は、せり売り執行者が番号札を挙げた方の中で最も若い番号の方に金額の宣言を指示するので、その指示に従って宣言してください。以降、せり売り執行者の指示に従ってください。
- (6) せり売り執行者が買受人の決定を宣言するまでの間に、最高価格を宣言した者を買受人として決定します。

## 8. せり売り保証金及び契約保証金

せり売り保証金及び契約保証金 免除

## 9. 売買契約及び代金の納入

売買契約書は準備が出来次第、買受人にお渡ししますので、令和8年6月23日（火）までに記名押印して交通政策課交通政策係まで提出してください。

代金の納入は、お渡しする納入通知書により嘉麻市指定の金融機関で契約締結時までに全額即納してください。なお、正当な理由なく期限内の納付が行われない場合は、落札を取り消す場合があります。

## 10. 物品の引渡し

代金納入後から土・日・祝日を除く令和8年6月30日（火）16時までに納入通知書兼領収書（納付書の半券）を交通政策課交通政策係に提示し、物品の引渡しを受けてください。引渡し後1月以内に、購入者の責任と負担において、名義変更手続き及びラッピング等の除去を行い、完了確認できる資料を交通政策課交通政策係まで提出してください。

## 11. せり売り参加辞退

せり売り参加申込後、せり売りを辞退する場合はせり売り辞退届出書（様式5）をせり売りの前日までに交通政策課交通政策係へ提出してください。

## 12. 問合せ先

担当者 嘉麻市交通政策課交通政策係 村上一馬

電話番号 0948-42-7404 (直通)